物部川地域周遊旅行貸切バス助成事業 実施要綱

（事業目的及び内容）

第１条 この事業は、物部川地域（以下「物部川地域という。」）への送客を目的とする貸切バスを利用した団体旅行を実施する旅行会社に対し、旅行費用の一部を助成することにより、物部川地域への観光客誘致を拡大することを目的とする。

（助成対象者）

第２条 次条の助成要件を満たす物部川地域への送客を実施する旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第３条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成する。

（助成要件）

第３条 以下の各号の要件を満たし、あらかじめ一般社団法人物部川 DMO 協議会代表理事（以下「代表理事」という。）に助成金を申請し、代表理事が承認した団体を対象とする。

（１）旅行実施期間は、翌年の３月 31 日までに完了するものであること。

（２）貸切バスを利用する 20 名以上（添乗員・乗務員は除く）の団体。但し、学校行事、合宿、コンベンション（大会・会議・セミナー・シンポジウム等）及び宗教活動、政治活動を目的とした旅行は除く。

（３）宿泊を伴う団体旅行は、物部川地域の宿泊施設に宿泊し、物部川地域周遊旅行貸切バス助成事業「指定観光素材一覧」（以下「指定観光素材一覧」という。）（別添１）及び同地域内の食事箇所を計３箇所以上利用すること。

なお、宿泊施設については、物部川地域内の宿泊施設が予約できない場合や商品化されるツアー等のテーマに応じて物部川地域以外の宿泊施設を利用する場合もあるため、物部川地域以外の宿泊施設を助成対象とするかどうかは個別に判断することとする。施設や体験についても、物部川地域内で完結できない場合には、状況に応じて個別に判断することとする。

（４）物部川地域に宿泊しない団体旅行は、「指定観光素材一覧」（別添１）及び同地域内の食事箇所を計３箇所以上利用すること。

（助成額及び助成限度額）

第４条 助成額及び利用制限は、以下のとおりとする。

（１）前条第３号の団体旅行 貸切バス１台につき 30,000 円

（２）前条第４号の団体旅行 貸切バス１台につき 10,000 円

（３）１事業所あたりの年間助成限度額は、300,000 円とする。

（４）先着順の受付とし、予算の上限額に達し次第、募集を終了する。

（申請）

第５条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行出発日の７日前までに、助成金交付申請書（様式第１号）及び利用施設が明記されている行程表を代表理事に提出するものとする。募集型企画旅行の場合は、１商品ごとにまとめて申請することができる。

（助成の決定）

第６条 代表理事は、申請に基づき助成の可否を決定し、申請者に対し交付決定通知書（様式第２号）により通知する。

（事業の変更・廃止）

第７条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合や、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、または事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書（様式第３号）を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。ただし、予定していた団体旅行が催行人数不足により、催行しなかった場合は、この限りではない。

（事業の変更・廃止の決定）

第８条 代表理事は、申請に基づき事業の変更・廃止の可否を決定し、申請者に対し変更・廃止決定通知書（様式第４号）により通知をする。

（事業完了報告）

第９条 申請者は、旅行終了後 20 日以内に事業完了報告書（様式第５号）、関係書類及び請求書（様式第６号）を代表理事に提出すること。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

（１）提出に必要な関係書類

・最終行程表

・貸切バス運送引受書（写）

・宿泊証明書（宿泊を伴う団体のみ）

（助成金の交付）

第 10 条 代表理事は、前条の事業完了報告が適当と認められたときは、助成金の額を確定し、助成金を交付する。

（交付の取消）

第 11 条 助成金の交付決定後若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、代表理事は原則として当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金

が交付されているときは、その返還を求めることとする。また、当該事実が判明した時点から２年間は助成金の申請を受け付けないものとする。

（その他助成の条件等）
第 12 条 助成金の交付目的を達成するため、第１条に掲げる本助成制度の趣旨が達成されるよう努めること。

（関係書類の整備）
第 13 条 申請者は､助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の完了年度から５年間保管しなければならない。

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、代表理事が別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、令和４年４月１３日から施行する。

別添１
物部川地域周遊旅行貸切バス助成事業 「指定観光素材一覧」（第３条関係）

南国市
高知県立歴史民俗資料館、白木谷国際現代美術館、西島園芸団地、海洋堂スペースファクトリーなんこく（南国市ものづくりサポートセンター）、道の駅　南国風良里、サザンシティホテル、レストラングドラック、南国市観光ガイドの会

香南市
絵金蔵、高知県立のいち動物公園、創造広場「アクトランド」、道の駅　やす、香南市レンタサイクル（香南市サイクリングターミナル、土佐くろしお鉄道のいち駅）、YASU 海の駅クラブ（ヨット体験、SUP 体験、シーカヤック体験）、高知黒潮ホテル、香南市サイクリングターミナル海のやどしおや宿、リゾートホテル海辺の果樹園、香南市案内人会、井上ワイナリー、天然色市場

香美市
香美市立美術館、吉井勇記念館、龍河洞、べふ峡温泉、夢の温泉、龍河温泉、道の駅　美良布（韮生の里美良布直販店）、塩の道ウォーキング（土佐塩の道保存会）、香美市観光ガイドの会、ほっと平山、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート、香美市立やなせたかし記念館

その他

・物部川エリアオリジナル弁当「ものべん」の注文

・野菜、柑橘類、花などの収穫体験（農業体験含む）

・地域開催イベント各種

・その他、新たに造成された各種体験